

『ひゅーまん らいつ』第2号(2021.6.28)

～人権教育のあり方～

今回は、人権教育のあり方について、考えていきます。

1. 人権尊重の理念(平成11年の人権擁護推進審議会答申より)

= 自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えにとらえる」べきものとされている。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370713.htm

2. 人権教育とは

(1) 『人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)』を要約)

- ① 目的：児童生徒の**人権擁護のための実践力、行動力の育成**
- ② 手だて：
 - a 人権や人権擁護に関する**知的理解**の徹底、深化
 - b 人権が持つ価値や重要性を直感的、共感的に受けとめるような**人権感覚**の育成

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370701.htm

(2) ヒューライツ大阪HPより

国連に集まった世界の国ぐにの代表は、世界人権宣言で、人権の具体的な内容が世界中で知られ、まもられることをめざしました。その後「人権教育」ということばが生まれました。教育といっても学校の正規の教科課程や科目に限られたものではありません。一般社会人、専門的な仕事をする人びと、など幅広い人びとに対して訓練、研修、さらに一般の人びとが参加する生涯学習をも含むといえます。

人権教育は、世界のどこでも人権が大切にされ、まもられるような社会を作ることをめざします。そのために、ただ**国際的に認められ、受け入れられた人権についての知識**(注:(1)②aの知的理解)をさずけるばかりではなく、**実際に自分と他人の人権をまもるための力や手段を身につけ、社会で人権を大切にする態度や振る舞い**(注:(1)②bの人権感覚)を育むことを、学校教育、研修、トレーニング、生涯学習の場を通して伝えていこうとします。

人権教育では、まず人権を知識として伝えるとともに、それがどうして人の権利として大切なのかということを知るようにすることが重要です。また人権教育は、それに参加する人びとが、人権を大切にするとはどういうことかをお互いの交わりのなかで体験的に学ぶことも大切であるとしています。さらに、そのような学習を通して、それぞれの人が自分の個性と資質をいかして、社会の一員として、より公正で公平な社会のために参加することの大切さを強調します。ことばをかえれば、教育を通して人権を身につけることと教育の現場で人権尊重を実現することを求めています。

まとめていえば、人権教育とは、**人権について教え、理解をたすけ、人権尊重の価値観、態度を育て、行動へと向かわせるための総合的な教育活動**であるといえるでしょう。

このような人権教育の考え方は、1990年代から国連を中心に話し合われてきた結果、今では国際的な共通の理解として多くの国で受け入れられ、実践されています。

<https://www.hurights.or.jp/japan/lecture/>

3. 人権教育の4つの側面(鳥根県教委「人権教育指導資料」、ERIC 国際理解教育センター資料などを参照)

- ① 人権のための教育 Human Rights Education for human rights.
人権の確立そのものを目的とした教育。全教育活動の中で人権尊重と人権確立を目指す。
→ 人権教育・啓発の指導者が常に学ぶ姿勢を持ち力量を高めていくことも大切。
- ② 人権としての教育 Human Rights Education as human rights.
困難な条件を抱えている子どもをはじめすべての子どもに「教育を受ける権利」を保障する教育。
→ 家庭や地域社会、企業等関係機関との連携も大切。
- ③ 人権を通じての教育 Human Rights Education through human rights.
教育や啓発の過程そのものが、人権を大切にしたものとして実施されること。
→ 差別やいじめを許さない集団づくり・仲間づくりへの取組が必要。生徒はもちろん大人も。
- ④ 人権についての教育 Human Rights Education about human rights.
教育・啓発の内容に関することさまざまな人権問題について理解と認識を深める教育。
→ 人権の視点に立って、差別問題の具体的な実態や現実から学ぶことが大切。

改めて、人権教育とは

一般的に言われている人権教育とは「④ 人権についての教育」を指すと考えます。同和問題(部落差別問題)、北朝鮮による拉致問題(『めぐみ』の視聴)、性的マイノリティ(LGBTQ)の問題などの個別具体的な人権問題を、人権週間などの特定の時間(LHRなど)で扱うのは、「人権についての教育」になります。もちろん、大切なことです。

ただ、その時間をより良いものにしていくには、「④ 人権についての教育」に加えて、「① 人権のための教育」「② 人権としての教育」「③ 人権を通じての教育」のそれぞれがより充実している必要があると考えます。「① 人権のための教育」は「② 人権としての教育」「③ 人権を通じての教育」「④ 人権についての教育」の上位概念ととらえることができます。

「② 人権としての教育」については、例えば、長欠やまたは遅刻早退等が多い生徒に対しては、「怠けている」と決めつけるのではなく、なぜそうなのかと考え、中学校からの情報を得たり、家庭訪問を行って状況を把握し、登校を阻害する要因を除去するために、関係機関と連携を図ったりすることが必要な場合があります。また、進学を希望する生徒が、貧困等の事情によりその進学を実現できない可能性がある場合に、様々な支援のつてをたどって進学を実現することも該当します。

「③ 人権を通じての教育」については、生徒が、安心・安全で、自他を信頼でき、安心できる居場所を、ハード・ソフトの両面から提供していくことが該当します。生徒一人ひとりがもつ個性を、互いに認め合うことの大切さに気づかせながらいねいにつないでいく「仲間づくり」の取り組み(『あなたもわかる わたしもわかる 人権・同和教育Q & A集 partⅢ』(佐賀県人権・同和教育研究協議会 教育内容の創造委員会)より)があります。

人権教育の視点を全教育活動で、と言われます。これは単なるお題目ではなく、先生方や生徒それぞれの人権が尊重される、つまり先生方も生徒諸君も人権に関する知識を身につけ、自他が会う様々な出来事で人権が守られているか否かを判断する感覚を身につける営みが、常に必要になってきます。逆に、人権週間などの各種取り組みや、人権教育と称して学ぶ時間があっても、生徒によっては学校に居場所を見つけられなかったり、先生や生徒それぞれの関係の中で人権を侵害するようなことがあったりしたら、その取り組みや時間は台無しです。

かく申す私(広井)も、それがしっかりできているかと言えば心許ないところが多々あります。「やってしまった…」と後悔することたびたびです。それでも絶えず人権について学びながら、接する相手の人権を考え発言、行動し、反省することが必要と考えています。また、他人から自分に対する話や他人同士の会話の中にも、人権の視点を通してみると、おかしさを感じる場合があります。その違和感を大事に、また適切な言い方ややり方で問題や解決法を共有できればと思っています。さらに学んでいきます。